

静岡県立大学ふじさん基金規程

平成 31 年 3 月 29 日 規程第 184 号

(設置)

第 1 条 静岡県立大学おおぞら基金規程第 4 条第 1 項に規定する特定基金として、静岡県立大学ふじさん基金（以下「ふじさん基金」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 ふじさん基金は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）に在籍する学生の多文化活動・国際交流に対する支援を目的とする。

(ふじさん基金の使途)

第 3 条 前条の目的を達成するため、ふじさん基金の使途は、次に掲げる事業とする。

- (1) 本学に新たに入学する学生のうち、外国から移住した背景を持つ者に入学祝い金を給付する事業
 - (2) 外国から移住した背景を持つ学生のサークル活動を支援する事業
 - (3) 本学学生の国際交流・多文化活動を支援する事業
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の事業は、ドリーマーズ奨学金と称する。
- 3 第 1 項第 1 号から第 3 号の必要な事項は別に定める。

(雑則)

第 4 条 理事長は、この規程に定めるもののほか、ふじさん基金に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。